



# 砂川闘争50周年と伊達判決

榎本 信行

## 1 四五年前の安保違憲判決

今日、日米安保条約の存在は当然とされているような状況である。しかも日米安保条約体制などというよりも日米同盟といった方が早いという様相を呈している。しかし、今から四五年前、現在の安保条約が成立する前夜（一九五九年三月）、日米安保条約（旧安保）が憲法に違反するという判決が言い渡された（いわゆる伊達判決）。このことを知る人も少なくなくしたが、この判決を読むと現在の日本の置かれた危険な状況を予言していたことが分かる。この判決は、その後最高裁で

棄却されたが、その最高裁さえ、安保条約が合憲であると言いつけることはできず、今日に至っているのである。現在の目からこの判決を振り返り、現在の状況の異常さを認識することも無駄ではないと思う。

## 2 伊達判決の対象の砂川闘争とは

判決というものは、具体的な事件に対しての判断であって、その点、学者の論文とは違う。その事件の背景も影響する。それでは、伊達判決の対象となった事件とはどんなものであったか、その時代的背景はどんな状況であったかが問題となる。

一九五五年五月、東京都北多摩郡砂川町（現立川市砂川町）に対して、当時の米軍立川基地を北側に拡張するという計画が通告された。基地北側に拡張という砂川町を分断する形になる。砂川町長は基地拡張反対を表明、町議会も全会一致で拡張反対を決議する。そしてただちに基地拡張反対同盟が結成される。ここ

からいわゆる「砂川闘争」が始まるのである。

砂川町は、東西に走る五日市街道に沿って発展した農業中心の町であった。五日市街道の両側に民家が並んでいた。その民家の裏側にそれぞれが耕している農地が南北に短冊形に伸びていた。したがって、拡張予定地内の農家は、基地が拡張されれば、家屋敷は勿論農地もほとんど収用されることになるのである。必死に反対せざるをえない。なお、立川基地は過去にも北側に拡張されたことがあり、農家の中には、米軍占領直後の米軍の圧力で土地を国に賃貸させられた土地もあった。

拡張計画を実行するためには、当局側はまず予定地内に立ち入って測量しなければならぬ。測量図を作って土地収用手続きを進めなければならぬのである。測量のための土地立ち入りに対して、激しい抵抗闘争が始まる。これが「激突の砂川」と呼ばれる闘争である。労働者、農民、学生が団結して測量隊を守る警官

隊と対峙した。この闘いで何度も激突がくりかえされたが、結局五六年一〇月に測量は中止された。しかし測量が中止されただけで、拡張計画は続けられていた。五七年に入って、前述の、すでに基地内になつてゐる賃貸地を強制的に借り上げようとして当局は六月からその測量を始めた。その測量を中止させようと反対同盟などの運動が始まつたが、七月八日、労働者、学生ら七名が基地内に入り逮捕された。これが、伊達判決の対象になつた事件である。この行為が、日米行政協定（現地位協定）にもとづく刑事特別法に違反するということで起訴されたのである。日米行政協定というのは安保条約に基づくものであるから、安保条約が違憲であれば、被告人らは無罪となる道理である。安保条約をめぐる憲法論争が行なわれることになつたのである。

立川基地の拡張計画は、その後、脱落者を出したりしながらの地を這うような闘いの後、六八年一二月基地拡張は中止された。立川基地は、その後返還され、現在一部自衛隊が使っているが、多くの土地は国立昭和公園や自治大学校、病院など平和利用されている。

### 3 砂川闘争の背景

砂川闘争の背景は何であつたかを次に考えてみる。私が、学生時代、砂川の現

地に入り砂川の農民たちと話をしたとき、農民たちの口から出た言葉は、「新憲法には、軍事基地など許されないと書いてある」ということであつた。まだ憲法に「新」が付けられていた時代である。憲法の平和主義が新鮮な感覚で受け入れられていた。戦争体験者がまだ現役で働いていた時代でもあつた。砂川闘争の思想的な背景には、明らかに憲法の平和主義があつた。単なる土地取り上げ反対闘争では、あれだけの大きな運動にはならなかつただろう。労働者、農民、学生の固い団結もなかつただろう。軍事基地のための土地取り上げは、憲法前文にいう「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」を侵害するものであつた。

砂川闘争では、実力闘争の外に、多くの裁判闘争が進められた。土地取り上げというのは、法的には土地収用法の特別法である民事特別法に基づいた手続きであるが、この法律による内閣総理大臣の土地収用認定の効力を争うというのが主流の裁判であつた。この行政訴訟においても安保条約の違憲論が闘わされた。さらに当時、いわゆる六〇年安保改定反対闘争が盛んであり、全国的に基地闘争が闘われ、沖縄でも復帰前であつたが、基地大拡張に対する反対の闘いが展開されてきた。こうした時代背景も無視重要である。

### 4 伊達判決の画期的内容

伊達判決は、安保条約を違憲であると断じ、被告人らに無罪を言い渡した。判決は、まず憲法九条解釈から説き起す。

「日本国憲法はその第九条において、国家の政策の手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄したのみならず、国家が戦争を行う権利を一切認めず、且つその実質的裏付けとして陸海空軍その他の戦力を一切保持しないと規定している。」

そして、憲法の趣旨は、「従来のわが国の軍国主義的、侵略主義的政策についての反省の実を示さんとするに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を実現するための先駆たらんとする高邁な理想と悲壮な決意を示すものといわなければならぬ。従つて憲法第九条の解釈は、かような憲法の理念を十分考慮した上でなされるべきであつて、単に文言の形式的、概念的把握に止まつてはならぬ。いばかりでなく、合衆国軍隊のわが国への駐留は、平和条約が発効し連合国の占領軍が撤収した後の軍備なき真空状態からわが国の安全と生存を維持するため必要であり、自衛上やむをえないとする政策論によって左右されてはならないことは当然である。」としたうえで次のように

いう。

「わが国に駐留する合衆国軍隊はただ単にわが国に加えられる武力攻撃に対する防衛若しくは内乱等の鎮圧の援助にのみ使用されるものではなく、合衆国が極東における国際の平和と安全の維持のために事態が武力攻撃に発展する場合であるとして、戦略上必要と判断した際にも当然日本区域外にその軍隊を出動しうるのであって、その際にわが国が提供した国内の施設、区域は勿論この合衆国軍隊の軍事行動のために使用されるわけであり、わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞は必ずしも絶無ではない」と指摘している。

このくだりは、その後のベトナム戦争をめぐる事態、そして現在の「周辺事態法」や「テロ特別措置法」をめぐる論争を予知している。

そして判決は、「日米安全保障条約によってかかる危険をもたらす可能性を包蔵する合衆国軍隊の駐留を許容したわが国政府の行為は、『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こらないやうにすることを決意』した日本国憲法の精神に悖るのではないかとする疑念も生ずるのである。」として憲法論に入っているのである。

安保違憲判断の決め手になっているの

は、次の点である。すなわち、「わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用することを合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無に拘わらず、日本国憲法第九第二項前段によって禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないものである。」という点である。要するに、米軍を駐留させるということは、「その他の戦力」の保持にあたり、違憲であるということである。米軍を「許すべからざるもの」と断じている裁判官の心意気が伝わってくる。

##### 5 伊達判決の現在の意義

伊達判決は、飛躍上告され、最高裁で破棄されたが、最高裁は統治行為論を使つて、安保条約は「一見明白には違憲といえない」として、合憲判断はさけて現在に至っている。最高裁も安保条約を合憲とまでは言えなかつたのである。伊達判決は、翌年の六〇年安保闘争の大きな励ましになり、支えになった。

今日の時点で伊達判決を読むと、砂川闘争の情熱と当時の時代状況を反映して東京地方裁判所の三人の裁判官が憲法を清明な目で解釈していることがよくわかる。

安保条約が、憲法に違反し、日本を危険な方向に向わせるものであるという伊達判決の先見性は無視され、日本は、ますます深みにはまっているといえる。

現在、政府の外交はアメリカに追随する日米同盟が主軸になっている。日米同盟の法的根拠は、無論日米安保条約である。本来の安保条約の適用範囲は極東の平和と安全ということになっているが、日米新ガイドラインから周辺事態法、テロ特措法などを経て、その適用範囲は、極東を超えて中東にまで及ぼうという勢いである。安保条約の解釈さえ改悪されているのである。伊達判決が危惧していた日本が戦争に巻き込まれる危険、いやすでに巻き込まれている状況が現出している。われわれは、砂川の闘いに結集した労働者、農民、学生たちの精神、伊達判決の精神にたちもどつて考え、行動していく必要を痛感している。

(えのもと・のぶゆき、弁護士、新横田基地公害訴訟弁護団団長)

### 砂川闘争 50 周年記念集会・映画と証言の集い

10月29日(土)  
18:30~21:00  
立川市女性総合センター(アイム)ホール  
映画:「流血の記録 砂川」(46分 1956年 亀井文夫編集)  
証言:関口和、江尻健二、榎本信行、吉川勇一  
主催:砂川を記録する会  
連絡先:042-536-2924